

改正

平成一六年 四月 一日規則第二〇号
平成一六年一〇月一二日規則第六四号
平成一七年 四月 一日規則第五五号
平成一八年 三月二〇日規則第一一号
平成一九年 三月三〇日規則第二四号
平成二六年 四月 一日規則第四五号
平成二六年一〇月 一日規則第五七号
平成三〇年 三月三〇日規則第二五号
令和 元年 七月 四日規則第三二号
令和 元年一〇月 八日規則第四三号
令和 三年 七月三〇日規則第七八号
令和 四年 四月 一日規則第三三号
令和 七年十二月十一日規則第六四号

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則をここに公布する。

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの対象となる専修学校の高等課程)

第一条の二 条例第二条第一号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する学科が置かれている高等課程とする。

- 一 職業に必要な技術の教授を目的とする学科
- 二 修業年限が二年以上の学科
- 三 授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められている学科

(奨学生の資格)

第二条 条例第三条第一項第三号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する

こととする。

一 その者の生計を維持する者（父及び母又はこれに代わって生計を維持する者をいう。以下同じ。）の市町村民税所得割の額（別に定めるところにより算出した額をいう。）の合計額が別に定める基準額未満であること。

二 その者の生計を維持する者の失職、死亡、り災等により、家計状況が悪化していること。

2 条例第三条第一項第四号に規定する学習状況が良好であることとは、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 性行不良でないこと。

二 学習意欲があると認められること。

（申請書及び推薦調書）

第三条 条例第五条第一項に規定する規則で定める申請書は、別記様式第一号から別記様式第一号の三までのとおりとする。

2 条例第五条第三項から第五項までに規定する規則で定める推薦調書は、別記様式第二号から別記様式第二号の三までのとおりとする。

（保証人）

第四条 条例第六条第一項の規定により、申請者は、県内に住所を有し、かつ、成年者である保証人を二人（一人は申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないものに限る。）立てなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、保証人は県内に住所を有することを要しない。

2 前項の場合において、申請者が未成年者であるときは、保証人の一人は当該申請者の親権者又は未成年後見人でなければならない。

3 知事は、保証人が前二項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、その変更を求めることができる。

（選考委員会）

第五条 奨学生の選考の公正を図るため、広島県奨学生選考委員会（次項において「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（奨学生の決定等）

第六条 条例第七条第二項の規定による申請者への通知は、別記様式第三号から別記様式第三号の三までの広島県高等学校等奨学金貸付決定通知書又は別記様式第四号の広島県高等学校等奨学金

貸付不承認決定通知書により行うものとする。

- 2 申請者は、別に定めるところにより、保証人が連署した別記様式第五号の誓約書・奨学金借用証書を知事に提出しなければならない。
- 3 申請者が特別の事由がなく誓約書・奨学金借用証書を提出しないときは、奨学生となることを辞退したものとみなす。

(奨学金の交付)

第七条 奨学金は、口座振替の方法によって交付する。

- 2 修学奨学金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその翌月分までを交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により交付する修学奨学金の交付の日は、当該修学奨学金を交付する月の二十日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(奨学生等の届出事項)

第八条 修学奨学金に係る奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該奨学生又は当該奨学生に係る保証人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。当該保証人が第一号又は第二号に該当することとなったときも同様とする。

- 一 住所、氏名又は勤務先を変更したとき。
- 二 死亡し、又は住所が不明になったとき。
- 三 休学、復学、転学又は退学したとき。
- 四 傷病等による長期の入院、留学等で通学できなくなったとき。

- 2 入学準備金に係る奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該奨学生又は当該奨学生に係る保証人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。前項後段の規定は、当該保証人について準用する。

- 一 住所、氏名又は勤務先を変更したとき。
- 二 死亡し、又は住所が不明になったとき。
- 三 転学又は退学したとき。
- 四 入学しようとしていた時期に入学しないこととしたとき。

- 3 留学奨学金に係る奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該奨学生又は当該奨学生に係る保証人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。第一項後段の

規定は、当該保証人について準用する。

- 一 住所、氏名又は勤務先を変更したとき。
- 二 死亡し、又は住所が不明になったとき。
- 三 退学したとき。
- 四 留学を中止したとき。

4 前三項の規定による届出は、別記様式第六号から別記様式第十一号までの異動届により行うものとする。

(奨学生の資格を証する書類等の提出等)

第九条 修学奨学金に係る奨学生及び入学準備金に係る奨学生(以下「修学奨学金に係る奨学生等」という。)は、知事が必要と認めるときは、第二条第一項各号のいずれかの要件に該当していることを証する書類その他の書類を、別に定めるところにより知事に提出しなければならない。

2 修学奨学金に係る奨学生等が在学する高等学校等の長は、当該奨学生等に係る学習状況その他の事項について、別に定めるところにより知事に報告するものとする。

(奨学金の休止)

第十条 条例第八条第四項の規定により奨学金の貸付けを休止することができる場合及びその場合における休止する期間は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 修学奨学金に係る奨学生が休学した場合 休学した日の前日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月まで
- 二 修学奨学金に係る奨学生が進級できなかった場合 進級すべき日の属する月から進級した日の属する月の前月まで
- 三 修学奨学金に係る奨学生が留学した場合 留学した日の前日の属する月の翌月から留学を終了して復学した日の属する月の前月まで

(償還方法等)

第十一条 借受者は、条例第九条第一項から第三項までの規定により、これらの規定に規定する六月の据置期間が経過した後、貸付けを受けた奨学金の額(修学奨学金に係る借受者にあつては、貸付期間中に貸付けを受けた修学奨学金の総額。ただし、当該借受者が入学準備金の貸付けを受けた場合において、修学奨学金及び入学準備金を併せて償還するときにあつては、当該総額に貸付けを受けた入学準備金の額を加えた額。以下この項において「貸付額」という。)を、次表上欄に掲げる貸付額の区分に応じて、それぞれ同表下欄に掲げる年間償還基準額で除して得た数(その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その数が一未満で

あるときは、これを一とする。)に相当する年数の範囲内で奨学金を償還しなければならない。

貸付額	年間償還基準額
二〇〇、〇〇〇円以下	三〇、〇〇〇円
二〇〇、〇〇〇円を超え四〇〇、〇〇〇円以下	四〇、〇〇〇円
四〇〇、〇〇〇円を超え五〇〇、〇〇〇円以下	五〇、〇〇〇円
五〇〇、〇〇〇円を超え六〇〇、〇〇〇円以下	六〇、〇〇〇円
六〇〇、〇〇〇円を超え七〇〇、〇〇〇円以下	七〇、〇〇〇円
七〇〇、〇〇〇円を超える額	貸付額の十分の一

2 借受者は、前項に定める期間において月賦、半年賦又は年賦の方法により奨学金を償還するものとする。ただし、知事の承認を受けて償還方法を変更することができる。

3 第二項ただし書の規定により償還方法の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十四号の奨学金償還方法変更申請書により知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の規定による償還方法の変更申請を承認したときは、別記様式第十五号の奨学金償還方法変更承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。

(督促)

第十二条 知事は、借受者が前条第二項の償還金を償還すべき期日までに償還しないときは、別記様式第十六号の督促状により督促するものとする。

(借受者の届出事項)

第十三条 第八条（第一項第三号及び第四号、第二項第三号及び第四号並びに第三項第三号及び第四号を除く。）の規定は、借受者に準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「奨学生」とあるのは「借受者」と、同条第四項中「別記様式第六号から別記様式第十一号まで」とあるのは「別記様式第六号、別記様式第七号、別記様式第十号及び別記様式第十一号」と読み替えるものとする。

(償還の猶予)

第十四条 条例第十一条の規定により償還を猶予することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 災害により損害を被ったため償還が困難と認められるとき。
- 二 長期の傷病等により償還が困難と認められるとき。
- 三 高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき。

四 その他知事が特に必要と認めるとき。

- 2 償還を猶予する期間は、四年以内とする。ただし、償還が猶予された場合において、その猶予期間経過後もなお当該償還を猶予された理由となる事実が継続しているときは、その猶予期間を延長することができる。
- 3 償還の猶予を受けようとする借受者又は前項ただし書の規定により償還猶予の期間の延長を希望する者は、別記様式第十七号の奨学金償還猶予（期間延長）申請書にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による償還の猶予申請又は償還猶予の期間の延長申請を承認したときは、別記様式第十八号の奨学金償還猶予（期間延長）承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。

（償還の免除）

第十五条 条例第十二条の規定により償還金の全部又は一部を免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 借受者が死亡したとき。
 - 二 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき。
 - 三 その他知事が特に必要と認めるとき。
- 2 償還の免除を受けようとする者は、別記様式第十九号の奨学金償還免除申請書にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による償還の免除申請を承認したときは、別記様式第二十号の奨学金償還免除承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。

（分割納付）

第十六条 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、借受者が滞納した償還金を分割して納付させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年四月一日規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月一二日規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年四月一日規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月二〇日規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日規則第二四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第十一条第一項及び第二項の規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸付けの対象となる期間が満了した者又は広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）第八条第一項の規定により奨学金の貸付けが打ち切られた者について適用し、同日前に当該期間が満了した者又は同項の規定により奨学金の貸付けが打ち切られた者については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年四月一日規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月一日規則第五七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則、母子及び寡婦福祉法施行細則、民生委員法施行細則及び広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則に規定する様式で行われている申請その他の手続は、改正後の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則、民生委員法施行細則及び広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の相当する規定による様式で行われている申請その他の手続とみなす。

附 則（平成三〇年三月三〇日規則第二五号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月四日規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年一〇月八日規則第四三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和二年三月以前の月分の修学奨学金の貸付けに係る奨学生の資格並びに申請書及び推薦調書の様式については、なお従前の例による。

附 則（令和三年七月三〇日規則第七八号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

附 則（令和四年四月一日規則第三三号）

(施行期日)

- 1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の様式により作成された申請書その他の用紙は、改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の様式により作成された申請書その他の用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（令和七年十二月十一日規則第六四号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の様式により作成された申請書その他の用紙は、改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の様式により作成された申請書その他の用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。
- 3 この規則の施行日において、奨学生又は借受者（この規則による改正前の広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第十一条第三項又は第五項により、奨学金借用証書及び奨学金償還計画書を提出している者を除く。）は、別に定めるところにより、誓約書・奨学金借用証書を知事に提出しなければならない。